

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第1回総会

令和3年1月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年1月15日 午後1時50分

2. 場 所 桑折町役場 第1会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩 (欠席)	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員9名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第1号 農地利用最適化推進委員の同意について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願出について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之

係長 松原 義行

主任主査 鈴木 克仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中9名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

4番 浅野 国英 委員

5番 朽木 泰男 委員

会 長

それでは、総会日程第2の報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【報告第1号、農地法第5条届出 整理番号1から2を朗読後、説明】**

市街化区域内の農地について、2件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第1号、推進委員委嘱の承認について】

推進委員委嘱の承認についての詳細は、協議会で報告した通りです。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第2号、農地法第3条 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員からの、現地調査の結果ならびに補足説明報告を事務局よりお願いします。

井浦委員

地区担当の井浦委員より報告を受けておりますので、事務局より代読いたします。

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、現在桃を作付けしており適正に耕作管理がされている農地であり、引き続き桃を耕作する予定であります。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、適切な管理を行っております。  
今回、本件の権利取得により、一体化して耕作することとなり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの  
と思います。

会 長           これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長           質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決  
いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の  
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長           全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。  
次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可取消願出につ  
いて」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局           【議案第3号、農地法第5条 整理番号4を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

11月4日付けで許可書を交付しましたが、施設建設計画に変更があ  
ったことから、転用しないことになったためです。

現状は整地等なっていません。農地として利用することは問題ありま  
せん。

会 長           これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長           質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決

いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第4号を朗読後、説明】

取り下げ理由につきましては、協議会で説明したとおりです。農業委員、推進委員全員がいる中で決定したいため、今回取り下げとしたりうえで改めて提案したいと思います。

会 長

事務局より議案第4号を取り下げることの説明がありました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。議案第4号を取下げることにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは、議案第4号は、取下げといたします。以上を持ちまして、1月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。令和3年第1回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時00分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年1月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人